

令和 4 (2022) 年度県教育委員会の障害者雇用率について

教育委員会事務局総務課

1 概要

令和 4 (2022) 年 6 月 1 日現在の県教育委員会の障害者雇用率について、障害者雇用促進法第 40 条の規定に基づき、7 月 15 日に栃木労働局に報告した。

2 県教育委員会の障害者雇用率

	職員数	障害者数	障害者雇用率	法定雇用率
令和 3 (2021) 年	13,034.5 人	350.0 人	2.69%	2.50%
令和 4 (2022) 年	12,705.0 人	342.5 人	2.70%	2.50%
差	▲329.5 人	▲7.5 人	0.01%	

(注) 本数値は報告値であるため、今後、異動を生じることがある。

- 障害のある教員の退職等により前年度から 7.5 人減となったが、児童・生徒数の減少に伴う教職員の減少等により、算定の母数となる職員数が減少したため、障害者雇用率は 0.01 ポイント上昇し、法定雇用率を達成した。

(参考) 障害者雇用に関する取組方針に基づく主な取組 (平成 30 年 11 月公表)

- ・ 県立学校の公仕・農業労務、事務職への非常勤職員の採用
 - ・ 県立学校の教員業務支援員への非常勤職員の採用
 - ・ 小中学校事務の障害者雇用枠の拡大と採用方法の見直し 等
- 引き続き、令和 2 (2022) 年 3 月に策定した栃木県教育委員会障害者活躍推進計画 (第 1 期) に基づき、障害者が活躍できる環境の整備に努めていく。